

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管(政策評価担当)部局課室名 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

情報通信政策局 情報セキュリティ対策室 情報流通振興課 通信規格課

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 料金サービス課

電気通信技術システム課 番号企画室 消費者行政課

電波部 電波政策課 電波環境課

評価年月 平成20年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策13 情報通信技術利用環境の整備

〔政策の基本目標〕

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成22年度

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の見直し・執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	20年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第46号)附則第7条に基づき実施。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年11月に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)の一部を改正する法律」を施行し、法執行を着実に実施。 法執行を着実に実施するとともに迷惑メール対策に関し、国際連携を促進。 		
		19年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第13条に基づき実施。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年7月より「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」において特定電子メール法の見直しを含めた総合的な対策を検討。平成20年2月に「特定電子メール法の一部を改正する法律案」を国会提出後、同年5月に成立し、6月6日に公布された。 平成17年12月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。 平成18年11月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。 平成19年12月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。 		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
フィルタリングサービスの認知率	70%以上	19年度	2007年1月時点のフィルタリングソフトの認知状況が66.1%、携帯電話のフィルタリングサービスの認知状況が65.9%であることから設定。	43.8%	65.9%	76.8%
IPv6の普及促進の実施状況	平成18年度 ^{*1} と比較した我が国のIPv6アドレス割り振り数 ^{*2} 等の増加 注)*1 18年度(実証実験開始)当初 注)*2 財団法人インターネット協会調べ	21年度	IPv6の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国へのIPv6アドレス割り振り数」が年々増加していることを確認する。	91	96	104
情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策実施状況 サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化	緊急対応体制の強化	20年度	電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。 そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業者における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施	<p>・電気通信事業者が複数参加したサイバー攻撃対応演習を業界初の取り組みとして実施し、緊急対応体制の確立に向けた課題を抽出した。</p> <p>・平成18年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。 また、我が国において検討した電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。</p>		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
電子署名及び 認証業務の普及状況 認定認証業務に係る電子証明書の枚数	30万枚以上	22年度	<p>特定認証業務の認定制度を円滑に実施し、電子署名法の目的(電子署名の円滑な利用を確保し、情報流通・情報処理の促進及びこれによる国民生活の向上等に寄与すること)が達成されているか。</p> <p>ある時点における、電子署名の円滑な利用が確保されているかどうかの評価指標として、発行累計総数から、既に失効された電子証明書の枚数を除いた「有効枚数」を用いる。</p>	約15.5万枚	約21.4万枚	約25.7万枚
国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況	講演活動の実施 4回以上	20年度	<p>国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。</p> <p>普及啓発活動は十分に実施されているかどうかの評価指標として、電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発を目的とした講演活動の実施回数を用いる。</p>	8回	7回	5回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
周波数資源開発、特定無線設備等の技術基準適合性及び各国基準認証制度に関する実施状況	周波数資源開発に関する国際研究集会の開催	19年度	電波の高度利用を促進するため、周波数資源開発に関する国際シンポジウムが開催されているか否か。	平成17年12月9日に電波高度利用シンポジウム2005を開催。	平成18年12月8日に電波高度利用シンポジウム2006を開催。	平成19年12月7日に電波高度利用シンポジウム2007を開催。
	特定無線設備等に係る市場調査の実施	19年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	100台の機器を選定し市場調査を実施。	80台の機器を選定し市場調査を実施。	71台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	19年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか否か。	3の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	9の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3)		
競争評価の実施状況	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域において、市場支配力が存在しているか、また行使されているかを分析・評価することで、現在の電気通信事業分野の競争状況を的確に把握する。	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域についての定点観測的な分析・評価を同年度に並行して行うことで、電気通信事業分野を網羅する定点観測的な分析・評価体制を確立。	左記定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価。	左記定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関して分析・評価。

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
IPv6 利用状況	IPv6 の利用状況を評価するため、「我が国の IPv6 契約者数 ^{*3} 」が年々増加していることを確認する。 注)*3 出典先：総務省報道発表資料「電気通信事業分野の競争分野状況に関する四半期データの公表(平成20年4月3日)」	341.7万契約	607.5万契約	877.4万契約
実証実験等の実施状況	IPv6 コピキタスセキュリティサポートシステムの利用促進状況を評価するため、「実証実験等の実施状況」が計画どおり進捗していることを確認する。	-	多数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施	少数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施
認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究	国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。 ・19年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る」検討会を実施し、現行の電子署名法に関する課題に関する検討を行ったところである。 		
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度は3業務、平成19年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており(平成18年度は新規認定なし)、平成18年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、17事業者18業務となっている。 ・また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成17年度は16業務、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成17年度は13業務、平成18年度は9業務、平成20年度は18業務に対してなされている。 		
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するパンフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。 		

3 その他特記事項

特になし

電気通信事業者数の推移

(別紙1)

(各月1日現在の数値で作成)

	昭和60年 (1985)4月	昭和61年 (1986)4月	昭和62年 (1987)4月	昭和63年 (1988)4月	平成元年 (1989)4月	平成2年 (1990)4月	平成3年 (1991)4月	平成4年 (1992)4月	平成5年 (1993)4月	平成6年 (1994)4月	平成7年 (1995)4月	平成8年 (1996)4月
第一種電気通信事業者(一)	2	7	13	37	45	62	68	70	80	86	111	126
特別第二種電気通信事業者(特二)	0	9	10	18	25	28	31	36	39	44	44	50
一般第二種電気通信事業者(般二)	85	200	346	512	668	813	912	1,000	1,498	2,028	2,063	3,084
合計	87	216	369	567	738	903	1,011	1,106	1,617	2,158	2,218	3,260

	平成9年 (1997)4月	平成10年 (1998)4月	平成11年 (1999)4月	平成12年 (2000)4月	平成13年 (2001)4月	平成14年 (2002)4月	平成15年 (2003)4月	平成16年 (2004)3月
第一種電気通信事業者(一)	138	153	178	249	342	384	414	422
特別第二種電気通信事業者(特二)	78	95	88	101	113	112	115	114
一般第二種電気通信事業者(般二)	4,510	5,776	6,514	7,550	8,893	####	10,789	11,930
合計	4,726	6,024	6,780	7,900	9,348	10,521	11,318	12,466

	平成16年 (2004)4月	平成17年 (2005)4月
登録	299	312
届出	12,155	12,778
合計	12,454	13,090

平成18年(2006)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成19年(2007) 1月	2月	3月
登録	315	316	317	313	313	313	314	316	318	316	319	320
届出	13,459	13,399	13,462	13,531	13,610	13,666	13,706	13,776	13,840	13,839	13,826	13,900
合計	13,774	13,715	13,779	13,844	13,923	13,979	14,020	14,092	14,158	14,155	14,145	14,220

平成19年(2007)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成20年(2008) 1月	2月	3月
登録	324	324	326	327	327	327	325	325	326	324	323	325
届出	13,972	13,991	14,042	14,079	14,122	14,184	14,239	14,297	14,327	14,287	14,118	14,137
合計	14,296	14,315	14,368	14,406	14,449	14,511	14,564	14,622	14,653	14,611	14,441	14,462

平成20年(2008)

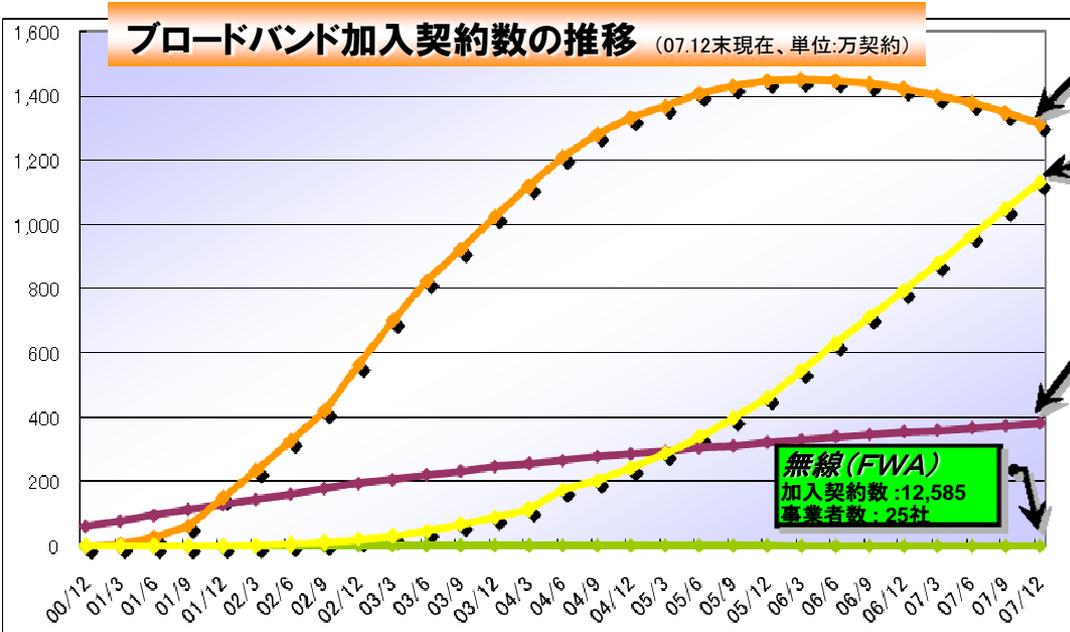
	4月	5月
登録	324	324
届出	14,171	14,237
合計	14,495	14,561

単位:事業者(社)

注)平成16年4月1日に改正電気通信事業法が施行され、電気通信回線設備の設置の有無に着目した第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者の区分を廃止し、事業への参入手続が登録制(同法第9条)又は届出制(同法第16条第1項)へ移行されたため、旧第一種電気通信事業者の一部は第9条に基づく登録をした事業者と、その他の旧第一種電気通信事業者及びすべての旧第二種電気通信事業者は同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされることとなりました。なお、平成16年4月1日に同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされた旧第一種電気通信事業者の数は、126です。

ブロードバンド化の進展状況(加入契約数の推移)

(別紙2)



DSL

○加入契約数 : 13,133,113

○事業者数 : 49社

光ファイバ (FTTH)

○加入契約数 : 11,328,952

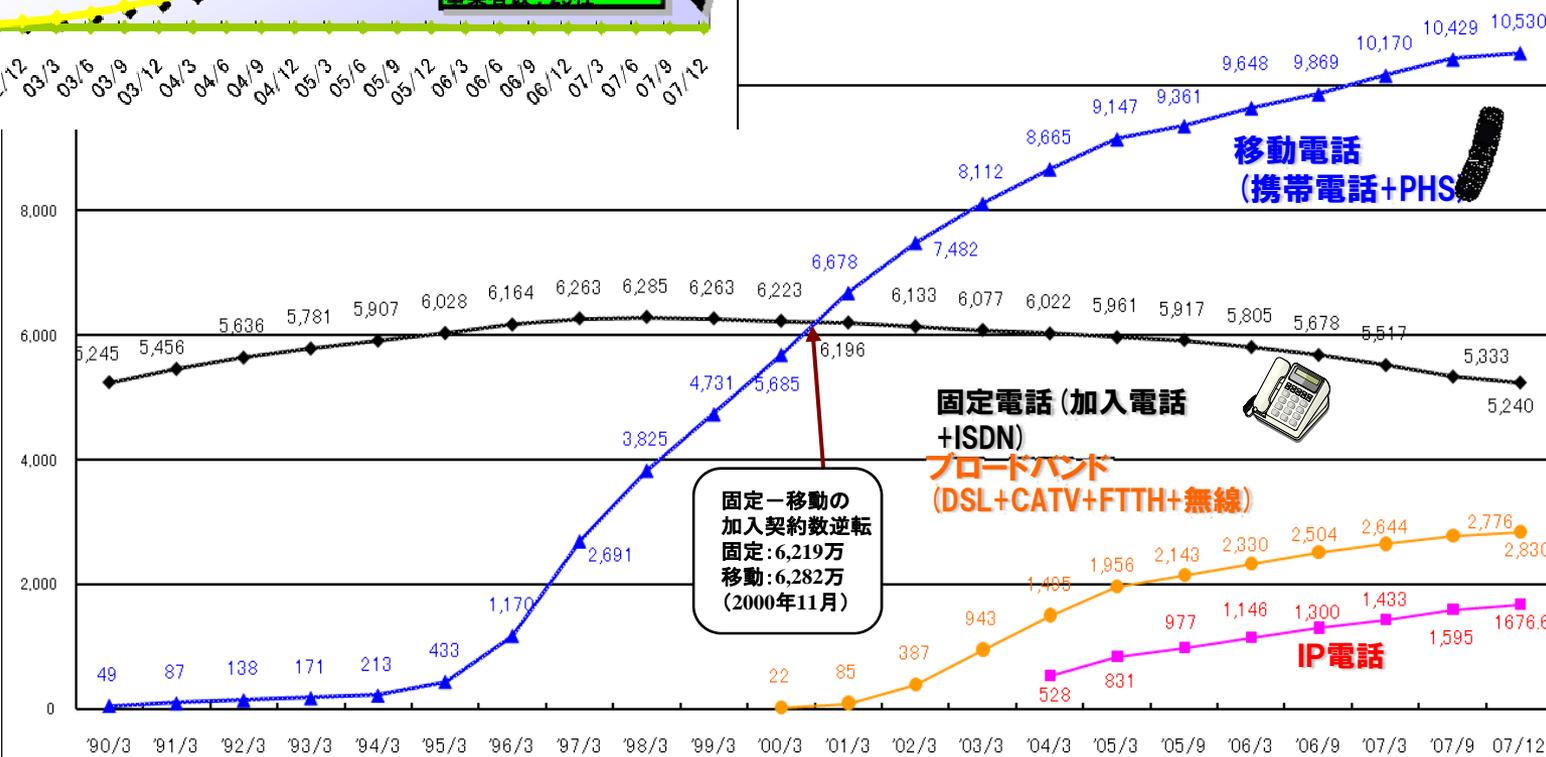
○事業者数 : 146社

ケーブルインターネット

○加入契約数 : 3,827,502

○事業者数 : 389社

各種サービス加入契約数の推移 (07.12末現在、単位:万契約)



固定-移動の加入契約数逆転
 固定: 6,219万
 移動: 6,282万
 (2000年11月)

注: 04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

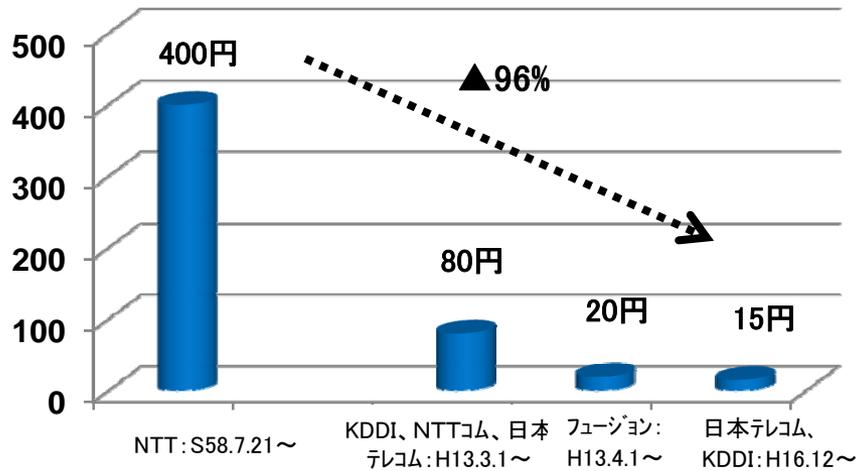
電気通信サービス料金等の低廉化

(2008.3.1現在)

(別紙3)

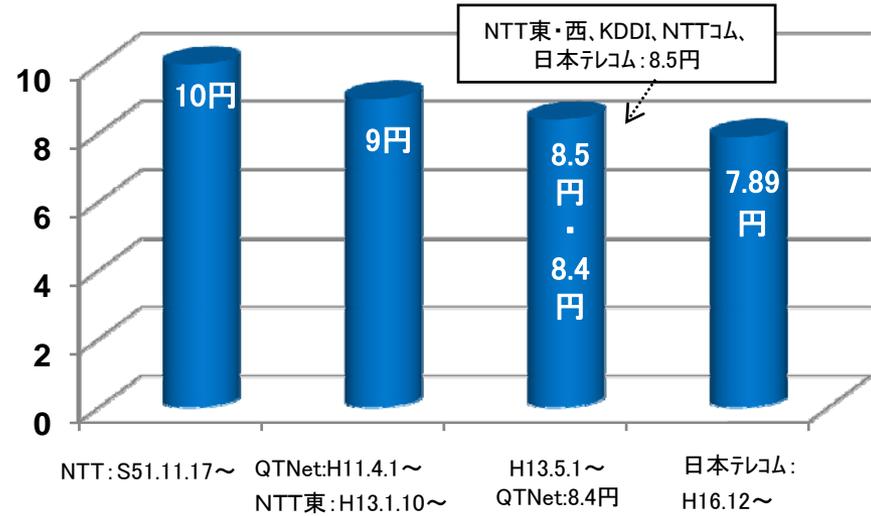
①市外通話(東京-大阪間)

(平日昼間3分間、税抜額)



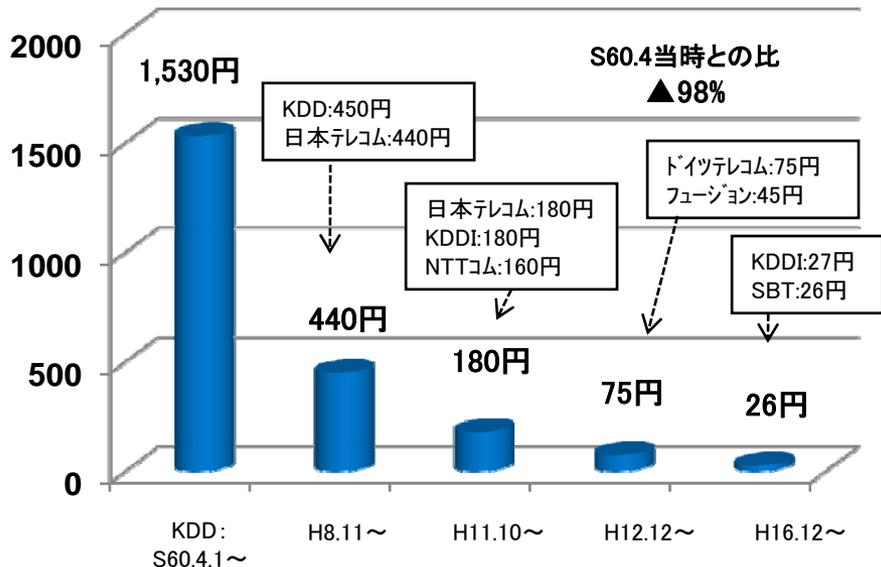
②市内通話

(平日昼間3分間、税抜き額)



③国際通話(日米間)

(平日昼間3分間)

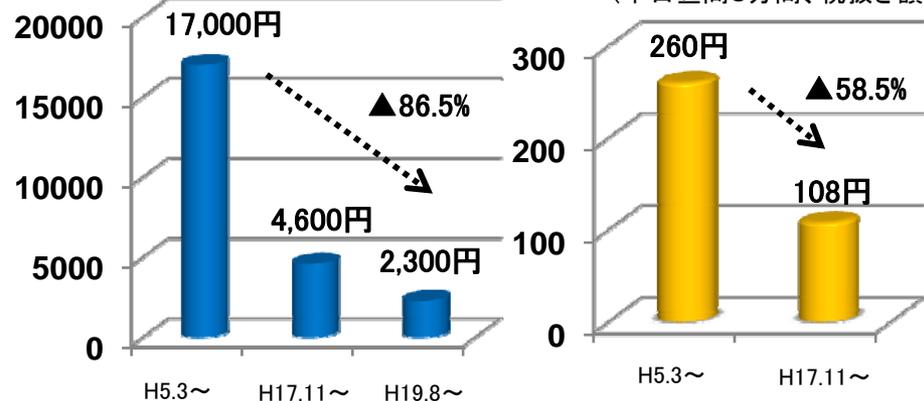


④携帯電話(800MHzデジタル方式) (NTTドコモ(タイプS)の場合)

【基本料】※

【通話料】(携帯→固定、県内)

(平日昼間3分間、税抜き額)



※H17.11の基本料4,600円には無料通話2,000円分を含む
H19.8の基本料は「ひとりでも割引50」適用(基本料50%OFF)。また、無料通話2,000円分を含む。